

フロン排出抑制法の施行状況調査結果の概要について

環境省フロン対策室

1. 第一種フロン類充填回収業登録数

平成 14 年にフロン回収・破壊法として施行された後、フロン類の回収は「第一種フロン類回収業者」が行うこととされて以降、その登録件数は増加し続けており、平成 30 年 4 月 1 日時点で、約 44,000 件となっています。(図 1)

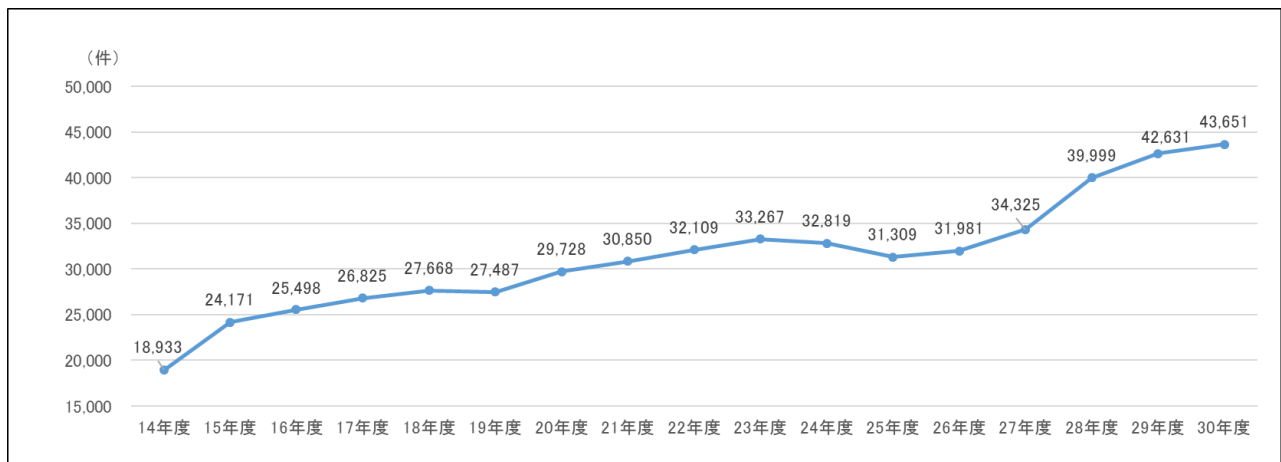


図 1 : 第一種フロン類充填回収業登録数

2. 都道府県における立入検査・指導等の実施状況

(1) 都道府県におけるフロン排出抑制法に基づく立入検査・指導等の実施状況

都道府県におけるフロン排出抑制法に基づく立入検査は、これまで主に第一種フロン類充填回収業者を対象に実施されておりましたが、平成 27 年度からは第一種特定製品管理者に対する立入検査も実施されています。

平成 29 年度には、第一種フロン類充填回収業者については 1,249 件、第一種特定製品管理者に対しては 1,088 件の立入検査が実施されました。

また、フロン類充填回収業者に対する法に基づく指導・助言は毎年度 100 件余りでしたが、自治体による業者への指導・監督の強化により、平成 29 年度については 206 件に増加しました。

(図 2、図 3)

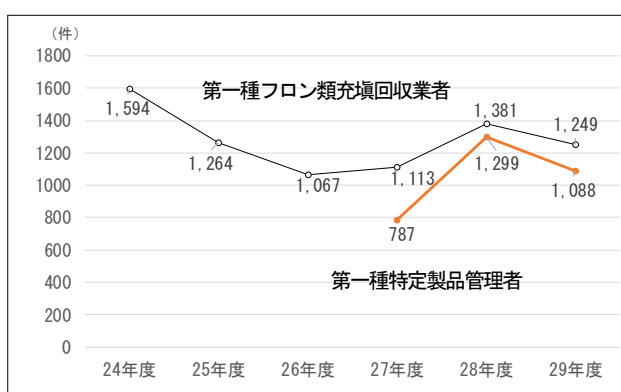


図 2 : 法に基づく立入検査件数

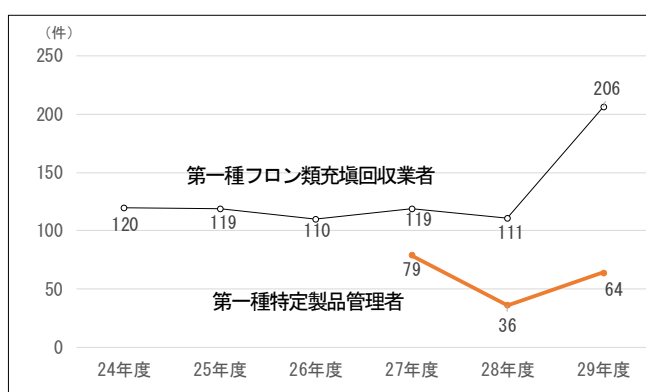


図 3 : 法に基づく指導・助言件数

※1 フロン排出抑制法が平成 27 年 4 月から完全施行され、第一種特定製品管理者が立入検査等の対象となった。

※2 平成 24 年度、平成 29 年度は第一種フロン類充填回収業者の登録の更新（5 年に 1 度）が多い年に該当。

(2) 法第 45 条第 4 項に規定する報告及び法違反に対する告発の件数

平成 29 年度において、法第 45 条第 4 項に規定する報告（廃棄等実施者が引取証明書の送付を受けない場合等に都道府県へ報告を行う制度）において、報告件数は 6 件ありました。

また、フロン排出抑制法違反に対する告発件数はありませんでした。（表 1）

表 1 法第 45 条第 4 項に規定する報告及び法違反に対する告発の件数

	H24 年度	H25 年度	H26 年度	H27 年度	H28 年度	H29 年度
法第 45 条第 4 項に規定する報告件数	4 件	4 件	0 件	1 件	3 件	6 件
法違反に対する告発件数	0 件	0 件	0 件	0 件	0 件	0 件